

結核患者（入院・退院）届出票

大津市保健所長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により届け出ます。

年 月 日 届出

共通	(フリガナ) 患者氏名		性別	男・女	生年月日	
	患者住所				電話番号	
	病名 (病型)	()	世帯主氏名		患者職業	
	保護者氏名 ※1			保護者住所 ※1		
	医療機関名称				医師氏名	
	医療機関所在地					

※1 患者が未成年の場合、記入。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11関係)

入院	入院日 (時間)	年 月 日 (午前・午後 時 分)	菌検査	年 月 [塗抹] [培養] [その他]
	合併症	無・有 ()	咳症状	無・有 (年 月から か月)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11関係)

退院	退院日	年 月 日	菌検査	年 月 [塗抹] [培養] [その他]
	退院理由	軽快・治癒・転症()・転院・死亡(結核死・その他死)・その他()		

【参考】

(裏面)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(一部抜粋)

(病院管理者の届出)

第五十三条の十一

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(一部抜粋)

(病院管理者の届出事項)

第二十七条の六

病院の管理者は、結核患者が入院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の住所、氏名並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 病名

三 入院の年月日

四 病院の名称及び所在地

2 病院の管理者は、結核患者が退院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の氏名、年齢、性別並びに第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 病名

三 退院時の病状及び菌排泄の有無

四 退院の年月日

五 病院の名称及び所在地

〈備考〉

入院届は、結核治療中かどうかで要否が異なります。以下の表を御参考くださいますようお願いいたします。

また、結核患者のみならず、潜在性結核感染症患者に対しても同様に必要となります。

入退院時の結核治療状況	入院届	退院時の結核治療状況	退院届
他疾患で入院中、結核と診断	× ※発生届にて入院を把握	結核治療中に退院	○
		結核治療終了後に退院	×
結核で入院	○	結核治療中に退院	○
		結核治療終了後に退院	×
結核治療中に、他疾患で入院	○	結核治療中に退院	○
		結核治療終了後に退院	×

◎服薬終了後、精密検査(管理検診)中に他疾患で入退院した場合は、届け出は不要です。